

介護保険の見直しに対して改善を求める意見書

超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」を実現するためには、介護施設の拡充や在宅介護の充実、利用者負担の軽減、介護費用の公費負担割合の引き上げなどが求められています。

しかし、現在、国において検討されている介護保険制度見直しは、これらに逆行する重大な内容が含まれており見過ごしできません。よって、政府・国会に下記の点を強く要望します。

記

一、要支援者の生活を支える中心的なサービスである訪問介護及び通所介護については、引き続き介護保険給付として提供すること。

一、利用者負担については、現在の「1割負担」でも経済的負担が重く、負担割合についてはこれ以上を引き上げないこと。さらに、障害者福祉では低所得者が無料であることを考慮し、軽減をはかること。

一、特別養護老人ホームの入所対象については、引き続き要介護1～5を対象にすること。入所待機者を計画的に解消するため、施設整備を速やかに行うこと。

一、低所得の施設利用者に対する部屋代・食事代補助（補足給付）については、引き続き非課税世帯すべてを対象とすること。グループホーム・小規模多機能居宅介護の宿泊サービスなどにも対象を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9月18日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣